

件名	文化財保護センターについて
受付日	令和8年3月16日
ご意見・ご提案の概要	<p>以前、文化財保護センターへ建造物の件で問い合わせたが、埋蔵文化財しか取り扱っていないということだった。</p> <p>埋蔵文化財しか取り扱っていないのであれば、実態に即した組織名にするべきではないか。</p> <p>また、県内に岐阜県文化財保護協会という組織があることも知ったが、文化財保護センターと事業内容が重複しているのではないか。同じような活動を行っているのであれば、統廃合などを進め、事務効率化を図るべきではないか。</p>
県の考え方	<p>岐阜県文化財保護センターは、所掌事務に「文化財の保護思想の普及に関すること」があり、埋蔵文化財調査を中心としつつ、文化財の普及啓発に取り組むことを業務としております。建造物に関しては、所在地の市町村の文化財保護部局又は当課までお問い合わせください。</p> <p>なお、岐阜県文化財保護協会は、県内の文化財の巡視活動や保存管理に関する指導・助言・活用の普及啓発活動等を行うことで県民の文化の向上に資することを目的に設立された民間の団体であり、県の組織ではありません。</p>
担当課	観光文化スポーツ部 文化伝承課